

群馬 パーセント フォーアート コンセプトペーパー

Gunma-percent-for-Art Concept paper

群馬県では、欧米発の「1% for art」の精神を生かしながら、アートの持つ様々な力を活用して、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県の実現と県民の幸福度の向上を図るため、「群馬パーセントフォーアート」推進条例を制定しました（令和5年4月1日施行）。県予算の一定割合をアート振興に充てることを明文化した全国初の条例です。

群馬モデルの 「パーセントフォーアート」

条例では「1パーセント」ではなく、「パーセント」という表現にしています。公共投資に限定して1パーセントを支出する欧米発祥の「1% for art」の精神を生かしながら、より広く予算全体から一定割合を支出するといった、群馬県ならではのアートによる新たな地域活性化（群馬モデルの構築）を目指します。

欧米発祥の 1% for art

公共工事、もしくは公共建築（建物・橋梁・構造物、公園等）の費用の1%を、その建築物や空間を装飾するアートのために支出しようという考えで、アメリカで20世紀初頭に始まりました。戦後、文化芸術振興策の一つとして欧米で導入され、現在では韓国、台湾も法制化しています。



群馬パーセントフォーアートが目指すビジョン

「始動人[※]」をはじめとした多彩な人材が数多く生まれ、多くのクリエイティブな人材が集まり、地域が活性化していく群馬県の実現を目指します。

市町村・県民・事業者が主体的にアートに携わることで、「群馬パーセントフォーアート」を官民連携で大きく育てながら、群馬県を「クリエイティブの発信源」とし、日本初の試みを世界にアピールしていきます。

※始動人：「自分の頭で考え、他人が目指さない領域で動き出し、生き抜く力を持つ人」のこと。

群馬パーセントフォーアートの意義

一定の予算をアート振興に使う



群馬県としてアートに取り組む
姿勢を明確にする



サステナブルな仕組み



民間投資を呼び込み、サステナブルな
(持続可能な)仕組みを作り上げる

期待されるアートの有効性

アートには生きる力、勇気、喜び、潤いなど、人の心を豊かにする様々な力が秘められています。また、アートは地域固有の歴史や風土、文化などを伝える役割を持ち、地域経済の活性化を促すこともあります。

経済社会の成熟化・グローバル化・デジタル化・価値観の多様化に伴い、地域の差別化が困難な時代だからこそ、多様性や独自性の象徴であるアートを活用して魅力を生み出すことができます。

アートの力

アートへの
理解の浸透

アートによるイノベーション



県民

幸福度の向上



企業

イメージの向上、人材確保や
労働環境の改善、生産性の向上や
収益の増大など



市町村

新たな価値の創出が
地域経済の活性化を促進

新しいことにチャレンジする人や
事業者にとって

群馬県が魅力的な
ランドマークとなる

実現に向けた制度設計

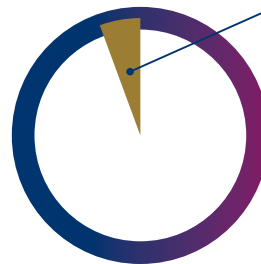
STEP 1

群馬県予算の一定割合^{※1}を計上

歳出予算のうち、義務的経費（人件費等）や補助費などを除いた投資的経費^{※2}の0.1%相当額をアート振興施策に計上します。条例の趣旨に沿って、戦略的にアート振興に支出します。令和6年度の予算規模は、当初予算約7,800億円のうち、投資的経費約960億円の0.1%に相当する9,000万円を計上しました。

時期 令和6年度から実施

群馬パーセントフォーアート対象予算
投資的経費の0.1%相当額



歳出予算

※1 県民の理解の浸透に伴い一定割合を段階的に増やしていく。

※2 投資的経費：主に公共施設や道路の整備など、将来も形となって残るものに支出される経費。（例：道路、学校、公園、市営住宅、清掃施設などの整備費）

STEP 2

民間支援の取り入れ

県予算の一定割合を計上することと併せて、民間からの寄附等により、安定的な財源供給の確保を図ります。

- アート思考による産業活性化に係る普及啓発のため、企業・地域や自治体向けの研修会等を開催します。

- アート支援団体への寄附金優遇やふるさと納税の活用、アートを活用した企業への表彰制度の創設など、民間投資を呼び込むための具体的なインセンティブを検討します。

時期 令和6年度から順次実施

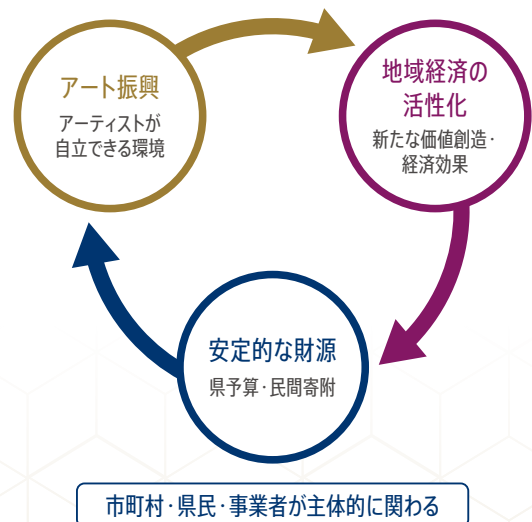
STEP 3

アート・エコシステムの構築

アート教育による始動人の育成や、アーティストが自立できる環境づくりを進め、アートを活用した新たな価値の創造や地域経済の活性化を促します。そこで生み出された資金・県予算・民間寄附による「安定的な財源」が次のアート振興へと繋がる、アート・エコシステム（アートの好循環システム）の構築を目指します。

そのコアとなる機関「（一社）ぐま未来デザイン（仮）」の設立を目指す。評価システムを導入することで、公正性・透明性を担保。

時期 令和6年度 調査研究／令和7年度 法人設立



STEP 4

アートへの投資

アート振興への投資を促し、アートによるイノベーションを支援するファンド（投融資枠）の創設を目指します。

時期 令和8年度以降

群馬パーセントフォーアート 9つの提言

提言 1 条例3条4項

パブリックアートの推進

公共的な空間（パブリックスペース）へのアート作品の設置を推進する。群馬県で造る公共建築物には、アートの側面を取り入れていく。（例：前橋市広瀬川河畔の岡本太郎《太陽の鐘》など）

事例 1

提言 2 条例8条1項

コーディネーターの選定・育成

地域・文化・歴史の文脈を読み解き、本質を捉え、全体をコーディネートできる人材の存在が重要。建築感覚、リスク感覚、はじっこ感覚（『はじっこ』こそ本質が見える）を兼ね備えた人材（コーディネーター）を選定・育成していく。

提言 3 条例3条2項

ラーニングプログラムの実施

だれもがアートに出会い、新しい価値や可能性を見出すことができるよう、様々なラーニングプログラムに取り組む。プロフェッショナルな人材を育成していく。子どもたちがアートやアーティストに触れ、学べるプログラムを実施する。

提言 4 条例3条1項

アーティスト支援（働く場づくり）

デザイナーを始めとしたアーティストを掲載したデータベースを構築する。アーティストの技術や想像力で、民間企業の商品開発やプロモーションなどを支援する。ホームページでアーティストの作品や企業とのコラボレーション事例等を紹介する。

提言 5 条例8条1項

アート支援団体の育成

アーティスト・イン・レジデンスやアーティストへ作品発表の場を提供するなど、多様なアート活動を支援する団体を育成する。また、アートを活用して地域づくりや観光振興に取り組む団体を支援する。

事例 2

提言 6 条例3条1項

アーティストヴィレッジの設置

アーティストが群馬に集う場づくりに取り組む。若手アーティストが一定期間滞在し、作品の創作活動ができる場を提供、空き店舗をアトリエや発表の場として活用することで、まちの賑わいや地域の活性化を図る。

提言 7 条例3条4項 条例3条4項

群馬モデルの提案（企業×アート）

企業活動等にアートを組み込むための土壌を形成する。時代や社会のニーズを取り入れた店舗・工場等のデザイン、オープンファクトリーやワークショップの実施などにより企業イメージやブランドの向上を図る。

事例 3

提言 8 条例3条4項 条例8条4項

群馬モデルの提案（ビジネス×アート）

どこにでも存在する空き家や貸し物件など、利用されていない空間を活用し、国境、世代、地域などの垣根を越えた（ボーダレスな）アート空間を提供する。また、アートを活用したビジネスによる地域活性化・観光振興などに取り組む。

提言 9 条例3条4項

新たな価値の創造

「音楽」「古典芸能」「メディアアート」など様々な分野の共創により生まれる群馬発のオリジナル作品の創出と、次世代を担う若手クリエイター・アーティストを支援し、群馬県が「クリエイティブの発信源」となることを目指す。

事例 1

太田市美術館・図書館

まちに創造性をもたらす知と感性のプラットフォームとしての建物。



©Daichi Ano

事例 2

中之条ビエンナーレ

国際色豊かなアーティストが参加し、地域の文化の中で滞在制作を実施。



©Miho Nishikata

事例 3

JINS PARK 前橋

地域コミュニティのハブとして、公園のような「みんなの場所」を目指すJINSの施設。



©Daichi Ano

「群馬パーセントフォーアート」推進会議 出席委員一覧

座長 山本 一太（群馬県知事）

青柳 剛（一般社団法人群馬県建設業協会 会長）

荒木 夏実（東京藝術大学美術学部先端芸術表現科 准教授）

戸叶 大輔（株式会社SUBARU商品企画本部デザイン部 担当部長）

永山 祐子（有限会社永山祐子建築設計 代表）

深井 彰彦（群馬経済同友会 代表幹事）

山重 徹夫（中之条ビエンナーレ 総合ディレクター）

「群馬パーセントフォーアート」
推進条例 ▶
（群馬県ホームページ）



お問い合わせ

群馬県 地域創生部 文化振興課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

Tel: 027-226-2592 Fax: 027-243-7785

Web: <https://www.pref.gunma.jp/soshiki/37/>